

平成20年度 第2回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成21年3月3日(火)午前9時30分～午前10時30分
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3・4
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員(以上学識経験者)、青山克己委員、戸田久晶委員、熊沢直紀委員、尾野康雄委員(以上町会議員)、大内博男委員(愛知県尾張建設事務所長)、後藤政則委員(愛知県尾張県民事務所長)、河野勝信委員(西枇杷島警察署長)  
(豊山町)鈴木町長、豊吉理事、堀江部長、河瀬課長、長谷川補佐、石黒主査、高桑主査、菊地主任
- 4 議題 (1)議案第1号 豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について  
(2)その他
- 5 会議資料 (1)議案書  
(2)豊山町都市計画マスタープラン一部改訂の背景と概要 (資料 1)  
(3)豊山町都市計画審議会経過及び審議概要 (参考資料 1)  
(4)豊山町都市計画マスタープラン策定委員会名簿(参考資料 2)  
(5)豊山町都市計画マスタープラン策定スケジュール (参考資料 3)  
(6)豊山町都市計画マスタープランの見直しの背景と策定体制 (参考資料 4)

6 議事内容

(開 会)

- 司 会： ただ今より、平成20年度第2回豊山町都市計画審議会を開催いたします。  
会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明いたします。  
昨年12月16日に開催されました、第1回都市計画審議会では「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきまして、次のように決定されております。  
議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」として確認されました。
- 司 会： 会議に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。  
(会長あいさつ)
- 会 長： 年度末のお忙しい中、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。  
日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、また、当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日の議題でございますが、豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について、町より諮問されておりますのでお諮りするものであります。よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます、続きまして町長より一言ご挨拶申し上げます。  
(町長あいさつ)

町 長： おはようございます。年度末でお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題といたしましては、豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について審議会に諮問させていただいております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。  
(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

議案書として「平成20年度第2回豊山町都市計画審議会議案」、本日の次第、資料 1「豊山町都市計画マスタープラン一部改訂の背景と概要」、参考資料 1「豊山町都市計画審議会審議経過及び審議概要」、参考資料 2「豊山町都市計画マスタープラン策定委員会名簿」、参考資料 3「豊山町都市計画マスタープラン策定スケジュール」、参考資料 4「豊山町都市計画マスタープランの見直しの背景と策定体制」以上の6種類が本日の討議資料となります。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方のご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立いたしております。

司 会： 当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、議事の進行につきましてはよろしくお願いいたします。

(議事)

会 長： これより私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、さっそく議事に入ります。

本日ご審議いただきますのは、お手元に配布しております議案書の議案第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」でございます。

本日の議事が円滑に進行いたしますよう皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします

審議に入る前に「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局より説明があります。

(参考資料 1：審議経過と審議概要について説明)

事 務 局： 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。  
豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、

同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに38回開催しています。

審議内容は、線引き見直し、(これは市街化区域と市街化調整区域の見直し)を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

( 質疑なし )

( 議案第1号 )

会 長： それでは議事に入ります。

議案第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」事務局より説明をお願いします。

( 議案第1号の説明 )

事 務 局： 議案の説明の前に、「豊山町都市計画マスタープラン」について簡単にご説明いたします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。この規定は、平成4年の都市計画法の改正により設けられたものです。

本町の都市計画マスタープランの策定経過についてご説明いたします。

本町では平成5年6月に最初の豊山町都市計画マスタープランを策定しました。

その後、平成17年2月17日の名古屋空港の機能移転により、新しくスタートした県営名古屋空港は、従来の空港区域より大幅に縮小されることになりました。

引き続き活力の満ちたまちづくりを推進するために、旧空港用地を地域振興の核へとつなげる土地利用方針を、都市計画マスタープランに追加する必要があったことから、平成17年3月に、旧空港区域の土地利用を見直すために一部改訂を行ったものです。

議案第1号「豊山町都市計画マスタープラン一部改訂について」ご説明申し上げます。

資料 1「豊山町都市計画マスタープラン一部改訂の背景と概要」によりご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

本日、平成17年に引き続き一部改訂についてお願いをしておりますのは、旧空港用地の位置づけを再度見直す必要性が生じてきたためであります。

市街化区域への編入要望の基本的な要件として、都市計画マスタープランとの整合を図らなければなりません。したがって、その部分の一部記述変更のために、議案とさせていただきます。

具体的にどこの部分の記述を見直したかにつきましてご説明申し上げます。

資料 1の2ページから8ページになります。資料は新旧比較ができるように作成しております。それぞれ左端にマスタープランの該当ページを示しております。

2ページより順番にご説明いたします。

該当ページは2ページになります。「序章 はじめに 都市計画マスタープラン一部改訂の背景」の中の記述を現在の状況にあわせて見直しを行うもので

あります。

3ページをご説明させていただきます。

マスタープランの該当のページは15ページになります。「第 章 豊山町の将来像 まちづくりの基本目標」の項目であります。

見直しの内容は、「広域物流拠点と航空産業を中心とする産業都市」の中の「先端航空産業の誘致」の項目に「空港ターミナル用地の一部にも航空関連研究施設・企業を含めた先端産業の誘致・集積を図ります。」と付け加えました。

次に、4ページの説明に移らせていただきます。

マスタープランの該当ページは20ページになります。「第 章 豊山町の将来像 将来都市構造」の項目であります。

見直しの内容は、将来都市構造の骨格構造に「産業振興拠点」を付け加え、産業ゾーンに「空港関連施設系」を付け加えました。

次に、5ページの説明に移らせていただきます。

マスタープランの該当ページは21ページになります。「第 章 豊山町の将来像 将来都市構造」の項目であります。

見直しの内容は、将来都市構造図を「広域交流拠点」から「産業振興拠点」へ見直し、空港ターミナル地域を「空港関連施設系」と位置づける見直しを行いました。

続きまして、6ページの説明に移らせていただきます。

マスタープランの該当ページは25ページになります。「第 章 まちづくりの方針 土地利用の方針」の項目であります。

見直しの内容は、旧空港ターミナル用地の一部を航空関連研究施設・企業を含めた先端産業の誘致・集積を図る地域とするため、市街化区域における土地利用区分に「産業振興拠点地区」を、県営名古屋空港ターミナル地域を空港の一層の新たに加えました。将来都市構造図を「広域交流拠点」から「産業振興拠点」へ見直し、空港ターミナル地域を「空港関連施設系」と位置づける見直しを行いました。

次に、7ページの説明に移らせていただきます。

マスタープランの該当ページは26ページ・28ページになります。「第 章 まちづくりの方針 土地利用の方針」の項目であります。

見直しの内容は、土地利用の配置方針のうち、工業地区の配置方針を、旧空港ターミナル用地の一部と県営名古屋空港地域に拡大するものです。一方、広域交流拠点地区の配置方針を、旧空港ターミナル用地の一部から旧国際線ターミナル地区に限定するものです。

最後のページになりますが、8ページの説明に移らせていただきます。

マスタープランの該当ページは29ページになります。「第 章 まちづくりの方針 土地利用の方針」の項目であります。

見直しの内容は、土地利用の配置方針のうち、工業地区の配置方針を、「中核的広域防災拠点地区」の一部、「旧空港ターミナル用地」の一部、「県営名古屋空港ターミナル地域」に拡大するものです。一方、広域交流拠点地区を2箇所旧空港ターミナル用地に位置づけていましたが、都市計画法の改正を受けて、既に大規模集客施設が立地している旧国際線ターミナル地区に集約するものです。

以上で、議案第1号「豊山町都市計画マスタープラン一部改訂について」の説明とさせていただきます。

続きまして、今回の一部改定に伴う手続の結果についてご報告申し上げます。豊山町都市計画マスタープランの一部改定に向けた手続としまして、他の都市計画の手続に準じて「豊山町都市計画マスタープラン一部改訂案」の縦覧手続を行いました。

縦覧期間は、平成21年2月3日から2月17日までの二週間。縦覧場所は都市計画課。縦覧結果は、5名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上報告させていただきます。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

委員：経過を教えてください。変更の中に現都市計画マスタープラン平成17年と書いてございますが。前のマスタープランは何時改訂されたのですか。

事務局：先回のマスタープランの一部変更につきましては、審議概要にも記載してありますように、平成16年度に一部改訂ということで行っております。

委員：確認しますと、17年3月に改訂された時には空港はもう県営空港になっていましたね。それと商業施設を誘致するという話が17年3月にできたということですね。今回は、空港の変更ないんですね。

事務局：17年の時に一部改訂をさせていただいたのは、大型店を国際線ターミナル地区と国内線ターミナル地区にも誘致しようと考えていました。しかし、まちづくり三法の改正（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）により、大型店を立地させないということになり、国内線の西側の土地にも広域交流拠点として商業施設の誘導を位置づけておりましたが、この改正により不可能となりました。別な用途を含めて振興策を図らなければならないとして、今回マスタープランの変更をお願いするものです。もう一つは、三菱重工がMRJの生産決定をされました。県営空港は一部追加買収し、MRJの関連施設と、愛知県の産業労働部がJAXA誘致のために用地を買いました。その点も含めて今回の都市計画マスタープランの変更をお願いしているものです。

会長：その他何か、よろしいですか。この後数年のプランではありますが、豊山町にとっては大事な案でありますので。

よろしいですか。はい、それではその他質問もないようでございますので、ここで採決をさせていただきます。

議案第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員：（全員賛成）

会長：全員賛成でありますので、議案第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」は原案のとおり可決をいたしました。

（その他）

会長：続きまして、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

（参考資料 2「豊山町都市計画マスタープラン策定委員会名簿」の説明）

事務局：参考資料 2の「豊山町都市計画マスタープラン策定委員会名簿」の説明をさせていただきます。

先の都市計画審議会では策定委員会設置要綱を示させていただきましたが、策定委員名簿はお示ししておりませんでしたので、今回資料としてお示したものです。

(参考資料 3「豊山町都市計画マスタープラン策定スケジュール」の説明)

事務局： 続きまして豊山町都市計画マスタープラン策定スケジュールについてご説明申し上げます。

豊山町都市計画マスタープランの策定にあたりましては、業務の委託契約を昨年7月に締結しておりまして、事務的な作業等は進めております。

策定完了の時期といたしましては、平成22年3月を予定しております。

(参考資料 4「豊山町都市計画マスタープランの見直しと策定体制」の説明)

事務局： 豊山町都市計画マスタープランの見直しの背景と策定体制についてご説明申し上げます。

現在の豊山町都市計画マスタープランの計画期間は平成22年までとなっています。したがって平成22年以降の向こう10年間を計画期間とした新しい都市計画マスタープランの策定が必要となっておりますので、平成22年3月を目途に全面的な見直しを行うものです。

資料の上段の「全面的な見直しの背景のポイント」をご参照ください。

簡潔に説明いたしますと、「名古屋空港の位置づけの変化に対応したまちづくり」、「社会情勢、都市計画法の変化に対応した計画づくり」、「住民の視点からみた住環境づくり」の3点が都市計画マスタープラン見直しの背景のポイントであります。

資料の下段の「豊山町都市計画マスタープランの策定体制」についてご説明いたします。

今日では「住民参画、住民協働」が盛んに取り入れられる時代となってきております。計画づくりの最初の段階から「住民参画、住民協働」を前提にこの策定作業をすすめていただくことが望ましいと考えております。

具体的な策定体制を説明いたします。

全体構想と地域別構想の取りまとめに当り、アンケート調査とワークショップにより取りまとめを行います。

全体構想と地域別構想を策定委員会で都市計画マスタープラン(案)のレベルまで論議・検討をいただきます。(案)の段階にパブリックコメントを行います。

その後、これまでどおりの手続きにより町のマスタープランとなります。

このように計画づくりへの住民参加手法を導入することが、今回の策定体制の特徴となっております。

ワークショップにつきましては4回開催し一定の成果を得ております。また、策定委員会は1回は開催しております。

会長： 説明が終わりました。その他として、参考資料の2、3、4について何かご質問はありますか。

委員： 警察署長ですが、要望でございますけれども、安全なまちづくり条例等の策

定の準備等があると思いますが、都計審の中でも治安対策は重要と思われます。そういうところに配慮したまちづくりの内容となるよう要望をいたします。

事務局： 先の策定委員会にも、委員の中から、防災・防犯の面についても都市計画の中で取り上げなければいけないというご意見を頂きました。

委員： よろしくお願ひします。

会長： いま、警察署の方から大変貴重なご意見を頂きました。住民が生活していく上では治安対策は重要なものがありますので、含めて検討をお願いいたします。

委員： 3月1日午後3時30分頃、神明公園周辺の町道で人身事故が起きました。神明公園へは公共交通機関がないため、周辺の農道の両側に車が止まって、真中を一台がかろうじて通り抜けるという状況となっております。町として、神明公園の周辺に、駐車スペースを用意されるつもりがあるのかお尋ねしたい。

もう一つ青山地区には1mの拡幅部分がある。これは、町と地主との使用貸借により道路になっているはずで、豊山町はいつまでほったらかしにしておくのか。議会も町も何とか対応策を考えて欲しい。

町長： 神明公園の駐車場問題は、将来的には他のところに求めなければならないだろうと思っております。

当然ながら、人が来ますと交通事故等々が発生いたします。こういう問題についても力を入れなければならないと考えております。

青山土地改良区の1mの問題は、売られた方が、契約がありますので本来は1m控除してやるべき問題であります。その土地が動くときに対処するという形で進めております。

会長： 町長より答弁を頂きました。行政として打つ手は打つということでよろしいでしょうか。

委員： よろしゅうございます。

委員： その他でよろしいでしょうか。

会長： どうぞ。

委員： 耕地整理した田んぼの地域が住宅地となっております。耕地整理のままで住宅地になったところの開発が非常に難しく遅れておると思っています。

まちづくりの基本はインフラ整備、つまり道路の整備です。住宅になり易いインフラ整備をして初めて住宅地域の指定をされるのが普通じゃないかと思ひます。少なくとも50mスパンの中心に何らかの方法で道路を入れて有効利用が図られるような都市計画を考えてもらいたい。下水道整備と一緒に道路の整備をやっていかなければ住宅地として意味がないと思ひますが。

町長： 豊山町では青山工区、豊山工区として土地改良を実施しております。青山工区では、1mの無償使用貸借による提供いただき今日にいたっており、それを町が引き受けております。豊山地区では、青山の状態を参考にして土地改良が行われました。その結果であると考えています。

5ha程度のところで、ミニ開発の話を申し上げ、研究もしていただきました。総論賛成・各論反対でありました。課題だとは思ひますが、5ha程度の固まった用地のところであれば、ご協力賜らんことには、なかなか難しいとい

うのが実態であります。

委員： 用水路部分の4 mの道路を造るとしたら、その部分の用地買収だけで済む訳です。このままでは、開発しにくい豊山町になります。都市計画税を道路にと考えてもらうべきでは・・・。

町長： 旧来の屋敷の中では、建築確認等でセットバックにより中心線から2 m、セットバックすれば4 m道路が確保できますが、これからは、地震・災害、自主防災の点から、まちづくりの点からも道路は必要不可欠と思っております。

都市計画税につきましては下水で使わせていただくことをお願いしております。

会長： その時々で周囲の動きが早いことがありますので、後手後手となることもあろうかと思いますが、都市計画マスタープランの中できちっとした姿勢をもって進めていければ、豊山町も良い町になっていくのではと思います。これには、議会の皆様方の地域における活動も当然のことながら必要となってくると思われます。これは議員の個々の問題でもあり、町だけの責任ではないと思えます。限られた財政の中では難しいところがあるとは思いますが、良い豊山町に向けては、ご出席の皆様方の気持ちは一緒ですので、ご理解いただきたいと思えます。

色々のご意見が出ましたが、これで締めさせていただいてよろしいでしょうか。長時間にわたり、ありがとうございました。

司会： 会長、どうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶を申し上げます。

(町長閉会のあいさつ)

町長： 長時間にわたり第2回都市計画審議会ありがとうございました。

今後とも、ご指導のほどお願い申し上げます。ごあいさつとかえさせていただきます。

会長： どうもありがとうございました。

司会： これをもちまして会議を終了させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

上記のとおり平成20年度第2回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成21年3月12日

会長 池山 武志

署名人 高桑 峯夫